

旅客営業規則の一部を次のように改正し、2024年3月16日乗車となるものから施行します。ただし、第130条第1項(2)イ及びハ、並びに第280条に係る改正規定は、2024年3月16日から施行します。なお、第57条の2第1号の現行規定は、○印の急行列車が2024年3月16日乗車となる場合これを適用しません。

現行	改正
<p>(前略)</p> <p>(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線、北海道新幹線及び西九州新幹線に対する取扱い)</p> <p>第16条の4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・<u>金沢</u>間、九州新幹線新八代・川内間、北海道新幹線新青森・新函館北斗間及び西九州新幹線武雄温泉・諫早間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。</p>	<p>(前略)</p> <p>(東北新幹線、北陸新幹線、九州新幹線、北海道新幹線及び西九州新幹線に対する取扱い)</p> <p>第16条の4 東北新幹線盛岡・新青森間、北陸新幹線高崎・<u>敦賀</u>間、九州新幹線新八代・川内間、北海道新幹線新青森・新函館北斗間及び西九州新幹線武雄温泉・諫早間については、単一の線路として旅客の取扱いをする。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(割引乗車券類等の発売の制限)</p> <p>第23条の3 旅客運賃割引証によつて発売する割引乗車券、<u>第57条の2に規定する乗継急行券又は第61条の2に規定する乗継座席指定券</u>は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限つて発売する。</p>	<p>(割引乗車券類等の発売の制限)</p> <p>第23条の3 旅客運賃割引証によつて発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き、旅行開始前に限つて発売する。</p>
<p>(中略)</p>	<p>(中略)</p>
<p>(急行券の発売)</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限つて発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第13条第3項の規定により寝台車に乗車す</p>	<p>(急行券の発売)</p> <p>第57条 旅客が、急行列車に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、急行列車ごとに特別急行券又は普通急行券を発売する。</p> <p>(1) 特別急行券</p> <p>イ 指定席特急券</p> <p>(イ) 特別急行列車の座席車若しくは寝台車に乗車し、指定席若しくは寝台を使用する場合又は第13条第3項の規定により寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の特別車両以外の個室に対しては、次に掲げる場合に限つて発売する。</p> <p>a 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき</p> <p>b 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき</p> <p>(ロ) 前(イ)の規定にかかわらず、特別車両又は寝台車に乗車する場合(第13条第3項の規定により寝台車に乗車す</p>

る場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。

(ハ) (イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売について適用する。

(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であつても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。

ロ 立席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。

ハ 自由席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車若しくは第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合又は第181条第1項ただし書の規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合であつて、一方の旅客に寝台を指定しないとき(寝台券を同時に購入するとき又は呈示したときに限る。)に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席又は寝台の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

ニ 特定特急券

次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列車にあつては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によつて、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)のjに定める区間にあつては、乗車する日、特

る場合を除く。)は、旅客車及び座席を指定しない。

(ハ) (イ)の規定は、新幹線以外の線区の別に定める特別急行列車の特別車両以外の個室に対する指定席特急券の発売について適用する。

(ニ) 前(イ)の規定にかかわらず、旅客が別表第1号の2に定める列車群に含まれるいずれかの特別急行列車の特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車する場合で、乗車列車、旅客車及び座席を指定しないことを希望するときは、使用開始後に満席等により一部又は全部の区間で座席を使用できない場合であつても、特別急行料金の払いもどしを請求しないことを条件として、未指定特急券を発売することがある。

(ホ) 別に定めるところにより、複数の座席を一つの区画とし、区画単位で指定席特急券を発売することがある。この場合、当該区画の設備定員と同一の人員(当社が特に認める場合を除く。)が乗車し、かつ、乗車旅客の全員が当該区画を同一区間乗車するときに限る。

ロ 立席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車する場合に、乗車する日、列車及び乗車区間を指定し、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定しないで発売することがある。

ハ 自由席特急券

別に定める特別急行列車の特別車両以外の座席車若しくは第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(別に定める区間における特別急行列車の座席を含む。以下同じ。)を使用する場合又は第181条第1項ただし書の規定により2人の旅客が特別急行列車の寝台車に乗車し、1個の寝台を使用する場合であつて、一方の旅客に寝台を指定しないとき(寝台券を同時に購入するとき又は呈示したときに限る。)に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席又は寝台の使用を条件としないで発売する。ただし、乗車する列車を限定して発売することがある。

ニ 特定特急券

次に定める区間を、特別車両以外の座席車又は第13条第3項の規定によりB寝台を設備した寝台車に乗車し、自由席(自由席のない列車にあつては、指定席)を使用する場合に、乗車できる列車及び乗車区間を指定し、特定の特別急行料金によつて、座席の使用を条件としないで発売する。ただし、(イ)のjに定める区間にあつては、乗車する日、特

別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。

(イ) 新幹線

a 隣接駅間（九州新幹線及び郡山・福島間を除く。）及び以下の区間

東 京・新横浜間
三 島・静 岡間
静 岡・浜 松間
豊 橋・名古屋間
福 山・三 原間
三 原・広 島間
新山口・新下関間
東 京・大 宮間
古 川・一ノ関間
一ノ関・北 上間
北 上・盛 岡間
熊 谷・高 崎間
博 多・久留米間
新大村・長 崎間

b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間

c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間

d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間

e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号（以下「のぞみ号」という。）又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号（以下「みずほ号」という。）に乗車する場合（第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。）の新幹線停車駅相互間（博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びa から d までに定める区間を除く。）

f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間

g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間

h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間

i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g及びhに定める区間を除く。）

j 郡山・福島間

(ロ) 新幹線以外の線区

次に掲げる区間の特別急行列車の停車駅相互間とす

別車両以外の座席車及び座席を指定して発売することがある。

(イ) 新幹線

a 隣接駅間（九州新幹線、郡山・福島間及び越前たけふ・敦賀間を除く。）及び以下の区間

東 京・新横浜間
三 島・静 岡間
静 岡・浜 松間
豊 橋・名古屋間
福 山・三 原間
三 原・広 島間
新山口・新下関間
東 京・大 宮間
古 川・一ノ関間
一ノ関・北 上間
北 上・盛 岡間
熊 谷・高 崎間
博 多・久留米間
新大村・長 崎間

b 東京・新下関間の新幹線停車駅と新鳥栖駅又は久留米駅との相互間

c 小倉駅と筑後船小屋・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間

d 小倉・新鳥栖間及び小倉・久留米間

e 東京・博多間を運転する特別急行列車のぞみ号（以下「のぞみ号」という。）又は新大阪・鹿児島中央間を運転する特別急行列車みずほ号（以下「みずほ号」という。）に乗車する場合（第7項の規定により特別急行券を発売する場合を含む。）の新幹線停車駅相互間（博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間及びa から d までに定める区間を除く。）

f 東京・八戸間の新幹線停車駅と奥津軽いまべつ駅との相互間

g 七戸十和田・木古内間及び七戸十和田・新函館北斗間

h 七戸十和田・奥津軽いまべつ間

i 盛岡・新函館北斗間の各駅相互間（a、f、g及びhに定める区間を除く。）

j 郡山・福島間

(ロ) 新幹線以外の線区

次に掲げる区間の特別急行列車の停車駅相互間とす

る。

鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。）

米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。）

福島・新庄間（奥羽本線経由に限る。）

盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。

(2) 普通急行券

普通急行列車の座席車（第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合は寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。

(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(中略)

9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。

(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。

(2) 人吉・吉松間を普通列車として運転する特別急行列車いさぶろう号及びしんぺい号。

(3) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かさぎ号。

(4) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。

(5) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。

る。

鳥取・出雲市間（100キロメートル以内の区間を除く。）

米子・益田間（100キロメートル以内の区間を除く。）

福島・新庄間（奥羽本線経由に限る。）

盛岡・秋田間（田沢湖線・奥羽本線経由に限る。）

(ハ) (イ)及び(ロ)の規定にかかわらず、別に定める区間において特定特急券を発売することがある。

(2) 普通急行券

普通急行列車の座席車（第13条第3項の規定により寝台車を座席車として使用する場合は寝台車を含む。）又は寝台車に乗車する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の急行券を発売する。

(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなる時。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠（宇都宮方面）の新幹線停車駅と熊谷以遠（本庄早稲田方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠（越後湯沢方面）の新幹線停車駅と安中榛名以遠（軽井沢方面）の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(中略)

9 急行列車と普通列車とが直通して運転する列車又は次の各号に掲げる一部区間を普通列車として運転する急行列車の指定席に、急行列車と普通列車を相互に連続して乗車する場合は、1個の列車とみなして、1枚の急行券を発売することがある。

(1) 宮崎・宮崎空港間を普通列車として運転する特別急行列車にちりん号、にちりんシーガイア号、ひゅうが号、きりしま号及び海幸山幸号。

(2) 吉塚・博多間を普通列車として運転する特別急行列車かさぎ号。

(3) 早岐・佐世保間を普通列車として運転する特別急行列車みどり号。

(4) 前各号以外で、旅客鉄道会社が特に定めた一部区間を普通列車として運転する急行列車。

(乗継急行券の発売)

第57条の2 旅客が、急行列車相互間に乗継ぎをする場合で、次の各号に該当するとき（以下「乗継条件」という。）は、第1号に規定する○印の1個の急行列車に対して割引の急行券を発売する。ただし、設備定員が複数の寝台個室及び別に定める特別急行列車の個室に乗車する場合に発売する特別急行券については、割引の取扱いをしない。

(1) 次に掲げる急行列車相互間について、それぞれに定める乗継駅において直接乗継ぎをする場合（同一の急行列車を先乗列車及び後乗列車として直接乗継ぎをする場合を含む。）

<u>急 行 列 車</u>	<u>乗 継 駅</u>
<u>新幹線の特別急行列車</u>	<u>東海道本線（新幹線）</u>
<u>○ その他の各線区の急行列車</u> <u>ただし、次に掲げる急行列車を除く。</u>	<u>中新横浜・新大阪間各駅、山陽本線（新幹線）</u> <u>中新神戸・相生間各駅、</u> <u>新青森駅、長岡駅、新潟駅、長野駅、金沢駅、新函館北斗駅、大阪駅（新大阪駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）、直江津駅（上越妙高駅に直通して運転する急行列車に乗車し、上越妙高駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）又は津幡駅（金沢駅に直通して運転する急行列車に乗車し、金沢駅で新幹線と乗り継ぐ場合に限る。）</u>
<u>イ 奥羽本線を経由する急行列車</u> <u>（新青森・青森間のみを乗車する場合に限る。）</u>	
<u>ロ 特別急行列車踊り子号</u>	
<u>ハ 特別急行列車サフィール踊り子号</u>	
<u>ニ 特別急行列車湘南号</u>	
<u>ホ 特別急行列車WEST EXPRESS銀河号</u>	

(2) 乗継ぎをする後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日又は翌日である場合。ただし、前号の場合で、新幹線の特別急行列車を先乗列車とするときは、後乗列車の乗車日が先乗列車の乗車日の当日である場合に限る。

(3) 当該乗車に必要な乗車券及び急行券を同時に購入し、又は当該乗車に必要な乗車券を呈示して、先乗列車及び後乗列車の急行券を同時に購入し、これに相当の証明を受けた場合。

(特定の特別急行券の発売)

第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(イ)のdの(b)の①及び(ハ)のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2 第1項に定める列車群に含

第57条の2 削除

(特定の特別急行券の発売)

第57条の3 第57条第1項第1号イの規定により指定席特急券を発売する場合及び同条同項同号ニの(イ)のjの規定により特別車両以外の座席を指定して特定特急券を発売する場合で、次の各号に掲げる期間内の日に特別車両及びコンパートメント個室以外の座席車に乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券又は特定特急券を発売する。ただし、北海道旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合、第125条第1項第1号ロの(イ)のdの(b)の①及び(ハ)のbに定める列車に乗車する場合並びに別表第1号の2に定める列車群に含まれる

まれる列車に乗車する場合を除く。

- (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。

イ ロ以外の場合

別表第1号の3に掲げる期間内の日であるとき

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合 並びに 東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

- 1月7日から2月末日まで
- 4月21日から同月26日まで
- 5月7日から同月10日まで
- 6月1日から7月15日まで
- 9月1日から10月10日まで
- 11月1日から12月27日まで

- (2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき

イ ロ以外の場合

別表第1号の4に掲げる期間内の日であるとき

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合 並びに 東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）

- (イ) 3月21日から4月5日まで
- (ロ) 8月1日から同月9日まで
- (ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下、これらを「土休日」という。）が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき
7月1日から同月31日まで

列車に乗車する場合を除く。

- (1) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき。ただし、九州旅客鉄道会社線の鹿児島本線（新幹線）及び九州新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合を除く。

イ ロ以外の場合

別表第1号の3に掲げる期間内の日であるとき

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。）

次に掲げる期間内の日（金曜日、土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に定める休日及び同日の前日を除く。）であるとき

- 1月7日から2月末日まで
- 4月21日から同月26日まで
- 5月7日から同月10日まで
- 6月1日から7月15日まで
- 9月1日から10月10日まで
- 11月1日から12月27日まで

- (2) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき

イ ロ以外の場合

別表第1号の4に掲げる期間内の日であるとき

- ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。）

- (イ) 3月21日から4月5日まで
- (ロ) 8月1日から同月9日まで
- (ハ) 次に掲げる期間内の土曜日、日曜日及び祝日法に定める休日（以下、これらを「土休日」という。）が3日間以上連続する場合の当該土休日並びにその土休日の前日であるとき
7月1日から同月31日まで

9月1日から同月30日まで

10月1日から同月31日まで

11月1日から同月30日まで

(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき

イ ロ以外の場合

別表第1号の5に掲げる期間内の日であるとき

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、並びに東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）

1月1日から同月6日まで

4月27日から5月6日まで

8月10日から同月19日まで

12月28日から同月31日まで

2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であつて、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

(中略)

7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36ぷらす3号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

9月1日から同月30日まで

10月1日から同月31日まで

11月1日から同月30日まで

(3) 旅客の乗車する日が、次に掲げる期間内の日であるとき

イ ロ以外の場合

別表第1号の5に掲げる期間内の日であるとき

ロ 北海道旅客鉄道会社線、東日本旅客鉄道会社線及び西日本旅客鉄道会社線（北陸新幹線に限る。）の新幹線の停車駅相互間に乗車する場合、東日本旅客鉄道会社線の新幹線以外の線区の停車駅相互間に乗車する場合（ただし、東日本旅客鉄道会社線と他の旅客鉄道会社線とにまたがって運転する列車に乗車する場合を除く。）並びに第8項の各号に掲げる列車に乗車する場合（同項の規定により特定の特別急行料金によつて特別急行券を発売する場合を含む。）

1月1日から同月6日まで

4月27日から5月6日まで

8月10日から同月19日まで

12月28日から同月31日まで

2 前項の規定によるほか、新幹線以外の線区であつて、次の各号に定める区間を乗車するときは、特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

(中略)

7 旅客が、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間に運転する特別急行列車（36ぷらす3号を除く。）と新幹線の特別急行列車とを武雄温泉駅において出場しないで乗継ぎをする場合（接続のために一時出場する場合を含む。）は、鹿児島本線門司港・佐世保線武雄温泉間の1個の特別急行列車及び新幹線の特別急行列車に対して、第57条第1項の規定にかかわらず1個の急行列車とみなして、全区間に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券、自由席特急券又は特定特急券を発売する。

8 旅客が、北陸新幹線富山・越前たけふ間の新幹線停車駅と、新幹線以外の線区の特別急行列車の停車駅との相互間を、次の各号の1に該当する列車に乗車し敦賀駅で出場しないで乗継ぎをする場合は、新幹線と新幹線以外の線区とを通じた全区間（第57条第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）に対して特定の特別急行料金によつて指定席特急券、立席特急券又は自由席特急券を発売する。

(1) 特別急行列車しらすぎ号

(2) 特別急行列車サンダーバード号

(3) 別に定める特別急行列車

(中略)

(特別車両券の発売)

第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。

(1) 特別車両券(A)

イ 指定席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。

(イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき

(ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき

ロ 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特別車両券(B)

イ 指定席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。

ロ 自由席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。

(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・金沢間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(中略)

(中略)

(特別車両券の発売)

第58条 旅客が、特別車両に乗車する場合は、次の各号に定めるところにより、特別車両に乗車する列車ごとに、特別車両券を発売する。

(1) 特別車両券(A)

イ 指定席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。ただし、新幹線の特別急行列車の個室に対しては、次に掲げる場合に限って発売する。

(イ) 個室設備定員と同一の人員が乗車するとき

(ロ) 設備定員が複数の個室にあつては、乗車旅客の全員が当該個室を同一区間乗車するとき

ロ 自由席特別車両券(A)

急行列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

(2) 特別車両券(B)

イ 指定席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、指定席を使用する場合に、乗車する日、列車、旅客車、座席及び乗車区間を指定して発売する。

ロ 自由席特別車両券(B)

普通列車の特別車両に乗車し、自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定して発売する。

2 前項本文の規定にかかわらず、次の各号に定めるところにより急行列車の特別車両に乗車するときは、1個の急行列車とみなして1枚の特別車両券を発売する。

(1) 東京・新函館北斗間、大宮・新潟間及び高崎・敦賀間の新幹線の2個以上の特別急行列車の特別車両(個室を除く。)に乗車する場合であつて、駅において出場しないで乗継ぎとなるとき。ただし、大宮駅で乗継ぎとなる場合であつて、小山以遠(宇都宮方面)の新幹線停車駅と熊谷以遠(本庄早稲田方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除き、また、高崎駅で乗継ぎとなる場合であつて、上毛高原以遠(越後湯沢方面)の新幹線停車駅と安中榛名以遠(軽井沢方面)の新幹線停車駅との相互間を利用するときを除く。

(中略)

10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。

- (1) 予讃線松山・八幡浜間（松山）
- (2) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）
- (3) 土讃線高知・窪川間（高知）

（中略）

（乗継座席指定券の発売）

第61条の2 旅客が、乗継条件に該当する場合は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対して割引の座席指定券を発売する。

（中略）

（割引の旅客運賃・料金）

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。

（中略）

7 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・金沢間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

10 次の各号に掲げる区間を全車両特別車両で運転する特別急行列車に乗車する場合は、乗車区間が当該各号末尾のかつこ内の駅発又は着となる場合に限り、特別車両券を発売する。

- (1) 予讃線松山・八幡浜間（松山）
- (2) 土讃線多度津・大歩危間（大歩危）
- (3) 土讃線高知・窪川間（高知）

（中略）

11 第57条の3第8項の規定により新幹線と新幹線以外の線区を通じた全区間に対して発売する1枚の特別急行券と関連して特別車両券を発売する場合で、新幹線（第2項第1号の規定により2個以上の特別急行列車を乗り継ぐ場合を含む。）及び新幹線以外の線区をそれぞれ特別車両に乗車するときは、当該特別車両利用区間に対して1枚の特別車両券を発売する。

（削る）

（中略）

（割引の旅客運賃・料金）

第74条の2 割引の旅客運賃・料金は、別に定める場合を除き、大人の無割引の旅客運賃・料金（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合はその合算額。以下この条において同じ。）又は小児の無割引の旅客運賃・料金から割引額（第66条の規定により旅客運賃と鉄道駅バリアフリー料金とをあわせ収受する場合は、その合算額により計算する。以下この条において同じ。）を差し引いて、は数整理した額とする。

（中略）

7 第1項の規定にかかわらず、東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間に乗車する場合に発売する特別車両券（第58条第2項第1号の規定により発売するものを含む。）に対する割引の特別車両料金は、東京・上越妙高間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

(中略)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）

a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h、i、及びj以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②以外の指定席特急料金

(①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表

8 第1項の規定にかかわらず、第58条第11項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて1枚の特別車両券を発売する場合の割引の特別車両料金は、新幹線及び新幹線以外の線区の乗車区間に対する無割引の特別車両料金からそれぞれ割引額を差し引いて、は数整理した額を合計した額とする。

(中略)

第125条 大人急行料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別急行料金

イ 新幹線

(イ) 指定席特急料金（特別車両以外の個室に乗車する場合は、1人当りの料金とする。）

a b、c、d、e、f、g、h、i及びj以外の指定席特急料金

(a) (b)以外の指定席特急料金

別表第2号ツ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ及びオに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

(b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(中略)

ロ 新幹線以外の線区

(イ) (ロ)、(ハ)及び(ニ)以外の特別急行料金

a b、c、d、e、f、g、h及びi以外の特別急行料金

(a) 指定席特急料金

① ②及び③以外の指定席特急料金

(①) (②)及び(③)以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表

に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、特別急行列車TWILIGHT EXPRESS瑞風号、特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する指定席特急料金

(1)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の(1)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円をそれぞれ加算した額とする。

に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円をそれぞれ加算した額とする。

営業キロ地帯	50キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで	300キロメートルまで	400キロメートルまで	600キロメートルまで	601キロメートル以上
料金	円 1,290	円 1,730	円 2,390	円 2,730	円 2,950	円 3,170	円 3,490	円 3,830

(2) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(1)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(3) (2)の規定にかかわらず、特別急行列車トランスイート四季島号、特別急行列車カシオペア号、特別急行列車TWILIGHT EXPRESS瑞風号、特別急行列車伊予灘ものがたり号、特別急行列車四国まんなか千年ものがたり号及び特別急行列車志国土佐時代の夜明けのものがたり号に対して適用する指定席特急料金

(1)の表に定める料金から530円を低減した額とする。

② 特別車両及びコンパートメント個室以外の別に定める個室に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の(1)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円をそれぞれ加算した額とする。

③ 第57条第1項第1号イの(ホ)の規定により発売する区画に対して適用する指定席特急料金

1人当りの料金は、①の(1)の表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金を400円を

それぞれ加算した額とする。

(中略)

(中略)

- h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金
- (a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

- h 第57条の3第2項第8号に定める列車群に含まれる特別急行列車に対して適用する特別急行料金
- (a) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合であつて、旅客が列車に乗車する前に発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

(中略)

(中略)

- (f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合(ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。)であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
- (d)に定める料金とする。

- (f) 東日本旅客鉄道会社線と東海旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合(ただし、別表第1号の2第1項第4号イに定める特別急行列車に乗車する場合に限る。)であつて、旅客が列車に乗車した後に車内で発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
- (d)に定める料金とする。

- (g) 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金
- 旅客が列車に乗車する前に発売するものにあつては、760円とし、旅客が列車に乗車した後に車内で発売するものにあつては、1,020円とする。また、第57条の3第3項の規定により発売する場合は、230円とする。

- i 特別急行列車成田エクスプレス号に乗車する場合の渋谷・千葉間に発売する指定席特急券に対する指定席特急料金
- (a) (b)以外の指定席特急料金
- 1,290円とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、1,090円とし、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、1,490円とし、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、1,690円とする。
- (b) 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金
- (a)の規定により計算した額から530円を低減した額とする。
- i 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本

- i 奥羽本線中福島・新庄間並びに田沢湖線及び奥羽本

線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(中略)

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金
次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、(イ)に定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

在来線 新幹線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)					
	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

(イ)のaの表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ) 特定特急料金

嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)のaの表に定める料金から880円を低減した額とする。

線中大曲・秋田間の停車駅相互間に発売する特別急行券

(中略)

ハ 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行料金
次に定める料金とする。ただし、別表第1号の7に定める特別急行列車の指定席に乗車する場合の特別急行料金にあつては、(イ)に定める指定席特急料金に500円を加算した額とする。

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

次表に定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金に400円をそれぞれ加算した額とする。

在来線 新幹線	営業キロ地帯 (武雄温泉から)					
	25キロメートルまで	50キロメートルまで	75キロメートルまで	100キロメートルまで	150キロメートルまで	200キロメートルまで
嬉野温泉	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
新大村	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
諫早	円 2,110	円 2,330	円 2,560	円 2,740	円 3,280	円 3,640
長崎	円 2,560	円 2,780	円 3,010	円 3,190	円 3,730	円 4,090

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

(イ)のaの表に定める料金から530円を低減した額とする。

(ハ) 特定特急料金

嬉野温泉を発又は着とする特定特急料金は、(イ)のaの表に定める料金から880円を低減した額とする。

ニ 第57条の3第8項の規定により発売する特別急行料金

(イ) 指定席特急料金

a b以外の指定席特急料金

別表第2号クに定める料金とする。ただし、第57条の3第1項第1号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金から200円を低減した額とし、

(2) 普通急行料金

(中略)

第126条の2 削除

(乗継急行券に対する急行料金)

第126条の3 第57条の2の規定による乗継ぎをする場合の急行料金は、同条第1号に規定する○印の急行列車に対する第125条に規定する大人急行料金について5割引した額とする。

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第126条の4 第57条の5第1項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5割とする。

2 第57条の5第2項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第125条第1項第1号ロに定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金について5割を低減したものとする。

3 第57条の5第3項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

4 第57条の5第4項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

5 第57条の5第5項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

(中略)

また、同条同項第2号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金の200円を、同条同項第3号の規定により発売するものにあつては、同表に定める料金の400円をそれぞれ加算した額とする。

b 第57条の3第3項の規定により発売する指定席特急券に適用する指定席特急料金

aの規定により計算した額から530円を低減した額とする。

(ロ) 立席特急料金及び自由席特急料金

別表第2号クに定める料金から530円を低減した額とする。

(2) 普通急行料金

(中略)

第126条の2 削除

第126条の3 削除

(特殊発売する急行券に対する急行料金)

第126条の4 第57条の5第1項後段の規定により発売する遅延特約の急行券に対する割引率は、5割とする。

2 第57条の5第2項の規定により発売する編成変更特約の特別急行券に対する大人特別急行料金は、第125条第1項第1号ロに定める立席特急料金、自由席特急料金及び特定特急料金について5割を低減したものとする。

3 第57条の5第3項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がのぞみ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

4 第57条の5第4項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客がはやぶさ号等に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

5 第57条の5第5項の規定により発売する指定席特急券の特別急行料金は、旅客が当該乗車の指定席の使用を開始した駅から前途の新幹線の特別急行列車に乗車する全区間について指定席を使用するものとして計算した特別急行料金とする。

(中略)

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ
ロ 地 帯	メー トル まで	メー トル まで	メー トル まで	メー トル まで	メー トル まで	メー トル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d、e及びf以外の特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	400キロ	500キロ	600キロ	700キロ	701キロ
ロ 地 帯	メー トル まで	メー トル 以上						
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 4,190	円 5,400	円 5,400	円 5,600	円 6,600

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	400キロ	500キロ	600キロ	700キロ	701キロ
ロ 地 帯	メー トル まで	メー トル 以上						
料 金	円 6,540	円 8,040	円 9,430	円 9,430	円 10,640	円 10,640	円 10,840	円 11,840

c グラントラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	400キロ	500キロ	600キロ	700キロ	701キロ
ロ 地 帯	メー トル まで	メー トル 以上						
料 金	円 4,450	円 5,950	円 7,340	円 7,340	円 8,550	円 8,550	円 8,750	円 9,750

d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ
地 帯	メー トル まで	メー トル まで
料 金	円 2,800	円 4,300

(特別車両料金)

第130条 特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 特別車両料金(A)

イ ロ以外の特別車両料金(A)

(イ) (ロ)、(ハ)、(ニ)、(ホ)、(ヘ)、(ト)及び(チ)以外の特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	400キロ	600キロ	800キロ	801キロ
ロ 地 帯	メー トル まで	メー トル まで	メー トル まで	メー トル まで	メー トル まで	メー トル 以上
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ロ) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合の特別車両料金(A)

a b、c、d及びe以外の特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	400キロ	500キロ	600キロ	700キロ	701キロ
ロ 地 帯	メー トル まで	メー トル 以上						
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190	円 4,190	円 5,400	円 5,400	円 5,600	円 6,600

b グラントラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	400キロ	500キロ	600キロ	700キロ	701キロ
ロ 地 帯	メー トル まで	メー トル 以上						
料 金	円 6,540	円 8,040	円 9,430	円 9,430	円 10,640	円 10,640	円 10,840	円 11,840

c グラントラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ	300キロ	400キロ	500キロ	600キロ	700キロ	701キロ
ロ 地 帯	メー トル まで	メー トル 以上						
料 金	円 4,450	円 5,950	円 7,340	円 7,340	円 8,550	円 8,550	円 8,750	円 9,750

d プレミアムグリーンに対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ	100キロ	200キロ
地 帯	メー トル まで	メー トル まで
料 金	円 2,800	円 4,300

e E259系車両で運転する特別急行列車の特別車両に

対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	200キロ メートル まで
料 金	円 2,800

f E655系車両で運転する特別急行列車の特別車両に

対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上
料 金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キ ロ メー トル まで	200キ ロ メー トル まで	300キ ロ メー トル まで	400キ ロ メー トル まで	500キ ロ メー トル まで	600キ ロ メー トル まで	700キ ロ メー トル まで	701キ ロ メー トル 以上
料 金	円 5,490	円 6,990	円 8,380	円 8,380	円 9,590	円 9,590	円 9,790	円 10,790

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キ ロ メー トル まで	200キ ロ メー トル まで	300キ ロ メー トル まで	400キ ロ メー トル まで	500キ ロ メー トル まで	600キ ロ メー トル まで	700キ ロ メー トル まで	701キ ロ メー トル 以上
料 金	円 3,400	円 4,900	円 6,290	円 6,290	円 7,500	円 7,500	円 7,700	円 8,700

e E655系車両で運転する特別急行列車の特別車両に対して適用する特別車両料金(A)

営業キロ 地帯	200キロ メートル まで	400キロ メートル まで	600キロ メートル まで	800キロ メートル まで	801キロ メートル 以上
料 金	円 2,800	円 4,190	円 5,400	円 6,600	円 7,790

(ハ) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合の特別車両料金(A)

a b及びc以外の特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キロ メートル まで	200キロ メートル まで	300キロ メートル まで
料 金	円 1,300	円 2,800	円 4,190

b グランクラス(A)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キ ロ メー トル まで	200キ ロ メー トル まで	300キ ロ メー トル まで	400キ ロ メー トル まで	500キ ロ メー トル まで	600キ ロ メー トル まで	700キ ロ メー トル まで	701キ ロ メー トル 以上
料 金	円 5,490	円 6,990	円 8,380	円 8,380	円 9,590	円 9,590	円 9,790	円 10,790

c グランクラス(B)に対して適用する特別車両料金(A)

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する次表に定める額を合計した額とする。

営業キロ 地帯	100キ ロ メー トル まで	200キ ロ メー トル まで	300キ ロ メー トル まで	400キ ロ メー トル まで	500キ ロ メー トル まで	600キ ロ メー トル まで	700キ ロ メー トル まで	701キ ロ メー トル 以上
料 金	円 3,400	円 4,900	円 6,290	円 6,290	円 7,500	円 7,500	円 7,700	円 8,700

(中略)

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ及びニ以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	51キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	51キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000

b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	51キロ メートル 以上
料 金	円 1,040	円 1,260

(ロ) 土曜日、日曜日、祝日法に定める休日、12月29日から同月31日及び1月2日から同月3日(以下この条においてこれらを「ホリデー」という。)に特別車両を設備した列車に乗車する場合(ホリデー以外の日(以下この条において「平日」という。))からホリデーにまたがって運転

(中略)

(2) 特別車両料金(B)

イ ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ及びリ以外の特別車両料金

(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810	円 1,990

ロ 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	51キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000

ハ 東海道本線中東京・沼津間及び品川・新川崎・鶴見間、山手線、赤羽線、横須賀線、伊東線、東北本線中東京・宇都宮間、日暮里・尾久・赤羽間及び赤羽・武蔵浦和・大宮間、常磐線中日暮里・高萩間、高崎線、上越線中高崎・新前橋間、両毛線中新前橋・前橋間、総武本線中東京・成東間、京葉線中東京・蘇我間、外房線中千葉・大原間、内房線中蘇我・君津間並びに成田線中佐倉・成田空港間相互発着となる場合の特別車両料金(B) (ただし、自由席特別車両券(B)を発売する場合に限る。)

(イ) (ロ)以外の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	101キロ メートル 以上
料 金	円 1,010	円 1,260	円 1,810

(ロ) 東海道本線熱海・沼津間の各駅相互発着となる場合の特別車両料金(B)

750円とする。

する特別車両を設備した列車に乗車する場合及び平日の翌日のホリデーに乗車する場合であつて午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合を除く。)、ホリデーから平日にまたがって運転する特別車両を設備した列車に乗車する場合及びホリデーの翌日の平日に乗車する場合であつて午前0時台に始発駅を出発する特別車両を設備した列車に乗車する場合

a 特別車両を設備した列車に乗車する前に特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	51キロ メートル 以上
料 金	円 580	円 800

b 特別車両を設備した列車に乗車した後、車内で特別車両券(B)を購入した場合

次表に定める料金とする。

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	51キロ メートル 以上
料 金	円 840	円 1,060

ニ 「ひなび」車両で運転する列車及び東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 2,000	円 3,000

ニ 「ひなび」車両及び「SATONO」車両で運転する列車並びに東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる、客車を連結して運転する列車に対して発売する特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 2,000	円 3,000

ホ 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円 780	円 1,000	円 1,700	円 1,990

ヘ 東海旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ 地帯	50キロ メートル まで	100キロ メートル まで	150キロ メートル まで	151キロ メートル 以上
料 金	円	円	円	円

金	780	1,000	1,700	1,990
---	-----	-------	-------	-------

ト 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	151キロ
ロ	メートル	メートル	メートル	メートル
地	ルまで	ルまで	ルまで	ル以上
帯				
料金	円	円	円	円
金	780	1,000	1,700	1,990

チ 四国旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の特別車両料金(B)

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	151キロ
ロ	メートル	メートル	メートル	メートル
地	ルまで	ルまで	ルまで	ル以上
帯				
料金	円	円	円	円
金	780	1,000	1,700	1,990

リ 西日本旅客鉄道会社線と四国旅客鉄道会社線とにまたがって乗車する場合の特別車両料金(B)

営業キロ	50キロ	100キロ	150キロ	151キロ
ロ	メートル	メートル	メートル	メートル
地	ルまで	ルまで	ルまで	ル以上
帯				
料金	円	円	円	円
金	780	1,000	1,700	1,990

2 第58条第3項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラス使用区間が複数となるときであつて、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第1号ニ、第2号ニ、第3号ニ又は第4号ニに規定する場合にあつては、グランクラス(A))の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

(1) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・金沢間の新幹線停車駅相互発着となる場合

イ グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ロ)のbに定める料金とする。

ロ グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する

2 第58条第3項の規定により発売する特別車両券(A)に適用する特別車両料金(A)は、次の各号に定めるとおりとする。この場合、グランクラス使用区間が複数となるときであつて、最初のグランクラス使用区間から最後のグランクラス使用区間までの間を通じた区間をグランクラス(第1号ニ、第2号ニ、第3号ニ又は第4号ニに規定する場合にあつては、グランクラス(A))の使用区間とみなして計算した額が、グランクラス使用区間ごとに計算した額より低廉となる場合は、当該低廉となる額を特別車両料金(A)とする。

(1) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合及び上越妙高・敦賀間の新幹線停車駅相互発着となる場合

イ グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ロ)のbに定める料金とする。

ロ グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する

特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ロ)のbに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ハ グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ロ)のcに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ニ グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

前ロの規定により計算した額とする。

(2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・金沢間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のb若しくはcの表に定める料金又は次に定める料金を合計した額とする。

イ グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(ハ)のbの表に定める料金

ロ グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のbの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ハ グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のcの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ニ グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前ロの規定により計算した額

ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間

特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ロ)のbに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ハ グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

全区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ロ)のcに定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ロ)のaに定める料金を差し引いた額とを合計した額とする。

ニ グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合に適用する特別車両料金(A)

前ロの規定により計算した額とする。

(2) 東京・飯山間の新幹線停車駅と糸魚川・敦賀間の新幹線停車駅との相互発着となる場合

東京・上越妙高間の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のそれぞれの区間に対する、前項第1号イの(ハ)のa、同(ハ)のb若しくはcの表に定める料金又は次に定める料金を合計した額とする。

イ グランクラス(A)とグランクラス(B)とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(ハ)のbの表に定める料金

ロ グランクラス(A)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のbの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ハ グランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金と、グランクラス使用区間に対する前項第1号イの(ハ)のcの表に定める料金から同区間に対する前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を差し引いた額とを合計した額

ニ グランクラス(A)及びグランクラス(B)とグランクラス以外の新幹線の特別急行列車の特別車両とを乗り継いで乗車する場合

前ロの規定により計算した額

ホ イ、ロ、ハ及びニの規定にかかわらず、東京・上越妙高間

の乗車区間及び上越妙高・金沢間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額
前号の規定を適用して計算した額

(中略)

5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合
第1項第1号イの規定により計算した額とする。
- (2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合
第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金を合計した額とする。

(中略)

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金
530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。
- (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。
ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
1,680円とする。
ハ 快速列車エアポート号及びノロック号に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。
- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指

の乗車区間及び上越妙高・敦賀間の乗車区間のいずれか一方に対して前項第1号イの(ハ)のaの表に定める料金を適用する場合の他方の乗車区間に対する額
前号の規定を適用して計算した額

(中略)

5 第58条第7項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 東京・博多間の新幹線停車駅相互間又は博多・鹿児島中央間の新幹線停車駅相互間を乗車する場合
第1項第1号イの規定により計算した額とする。
- (2) 東京・小倉間の新幹線停車駅と新鳥栖・鹿児島中央間の新幹線停車駅との相互間を乗車する場合
第1項第1号イの規定により計算した、東京・博多間の乗車区間に対する特別車両料金と博多・鹿児島中央間の乗車区間に対する特別車両料金を合計した額とする。

6 第58条第11項の規定により特別車両券(A)を発売する場合の特別車両料金は、新幹線の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第1項第1号イの(ロ)のa, b若しくはcの表に定める料金又は第2項の規定により計算した料金と、新幹線以外の特別急行列車の特別車両の乗車区間に対して第1項第1号イの(イ)の表に定める料金を合計した額とする。

(中略)

(大人座席指定料金)

第139条の2 大人座席指定料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 第2号から第5号以外の大人座席指定料金
530円とする。ただし、旅客の乗車する日が、第57条の3第1項第1号に掲げる期間内の日であるときは、330円とする。
- (2) 北海道旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金
イ ロ及びハ以外の大人座席指定料金
第1号に定める額とする。
ロ 「SL冬の湿原号」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
1,680円とする。
ハ エアポート号及び「ノロック」車両で運転する列車に対して発売する大人座席指定料金
840円とする。
- (3) 東日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指

定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKEMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃Shu*Kura」車両、「おいこつと」車両、「リゾートビューふるさと」車両及び「ひなび」車両により運転する列車又は客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

(5) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

第139条の3 削除

(乗継座席指定券に対する座席指定料金)

第139条の4 第61条の2の規定による乗継ぎをする場合の座席指定料金は、第57条の2第1号に規定する○印の1個の普通急行列車に対する第139条の2に規定する大人座席指定料金について、5割引した額とする。

(団体旅客に対する座席指定料金)

第139条の5 団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

(中略)

(急行券の効力)

第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗

定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ 「HIGH RAIL 1375」車両、「海里」車両、「B. B. BASE」車両、「びゅうコースター風っこ」車両、「フルーティアふくしま」車両、「POKEMON with YOU トレイン」車両、「リゾートしらかみ」車両、「越乃Shu*Kura」車両、「おいこつと」車両、「リゾートビューふるさと」車両、「ひなび」車両及び「SATONO」車両により運転する列車又は客車を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

(4) 西日本旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ Aシート車両を連結して運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

840円とする。

(5) 九州旅客鉄道会社線内相互発着となる場合の大人座席指定料金

イ ロ以外の大人座席指定料金

第1号に定める額とする。

ロ 客車列車により運転する列車に対して発売する大人座席指定料金

1,680円とする。

第139条の3 削除

第139条の4 削除

(団体旅客に対する座席指定料金)

第139条の5 団体旅客に対する座席指定料金は、その旅客運賃収受人員に相当する額とする。

(中略)

(急行券の効力)

第172条 指定急行券を所持する旅客は、その券面に指定された乗

車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限つて乗車することができる。

（中略）

4 次の各号に掲げる乗車券類を急行券のみに使用する旅客は、券面の表示事項にかかわらず、その券面に表示された乗車日の1個の普通急行列車に、1回に限つて、また、券面に営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、前項後段の規定を適用する。

- (1) 第214条第1号、第215条第1号及び第216条第1号に規定する急行・特別車両券(A)（特別急行・特別車両券(A)を除く。）
- (2) 第217条及び第218条に規定する急行・寝台券（特別急行・寝台券を除く。）
- (3) 第219条及び第220条に規定する急行・座席指定券
- (4) 第222条の2及び第223条に規定する急行・特別車両券(A)（特別急行・特別車両券(A)を除く。）、急行・寝台券（特別急行・寝台券を除く。）又は急行・座席指定券

5 第57条の2の規定による急行券を所持する旅客は、その急行券を同条第3号の規定により証明を受けた乗車券とともに使用する場限つて、前各項の定めるところにより乗車することができる。

6 第57条第9項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席にまたがつて乗車する場合は、第13条第2項第5号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。

7 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。

- (1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）
- (2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）

（中略）

（急行券が無効となる場合）

第174条 急行券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

車日、急行列車（未指定特急券にあつては、券面に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車）、旅客車、座席及び乗車区間（営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで）に限つて乗車することができる。

（中略）

4 次の各号に掲げる乗車券類を急行券のみに使用する旅客は、券面の表示事項にかかわらず、その券面に表示された乗車日の1個の普通急行列車に、1回に限つて、また、券面に営業キロ地帯が表示されているときは、当該営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、前項後段の規定を適用する。

- (1) 第214条第1号、第215条第1号及び第216条第1号に規定する急行・特別車両券(A)（特別急行・特別車両券(A)を除く。）
- (2) 第217条及び第218条に規定する急行・寝台券（特別急行・寝台券を除く。）
- (3) 第219条及び第220条に規定する急行・座席指定券
- (4) 第222条の2及び第223条に規定する急行・特別車両券(A)（特別急行・特別車両券(A)を除く。）、急行・寝台券（特別急行・寝台券を除く。）又は急行・座席指定券

5 第57条第9項の規定により発売した急行券で、急行列車と普通列車の指定席にまたがつて乗車する場合は、第13条第2項第5号の規定にかかわらず、当該普通列車の指定席にそのまま乗車することができる。

6 次の各号に掲げる各駅相互間内にある駅発又は着となる急行券（いずれも併用となるものを含む。）を所持する旅客は、次の各号の末尾に記載した経路をう回して乗車することができる。

- (1) 赤羽駅と品川以遠（大井町又は西大井方面）の各駅との相互間（池袋、大崎経由）
- (2) 品川駅と赤羽以遠（川口又は北赤羽方面）の各駅との相互間（大崎、池袋経由）

（中略）

（急行券が無効となる場合）

第174条 急行券は、次の各号の1に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった急行券を使用したとき
- (3) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき
- (4) 使用を開始した急行券を他人から譲り受けて使用したとき
- (5) 証明書等の携帯を必要とする急行券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
- (6) 有効期間を経過した急行券を使用したとき
- (7) 係員の承諾を得ないで、急行券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (8) 大人が小児の急行券を使用したとき。ただし、第152条第1項及び第2項に規定する場合を除く。
- (9) 指定急行券を指定以外の急行列車（未指定特急券にあつては、その券面に指定された列車群に含まれない特別急行列車）、旅客車又は座席に使用したとき

(10) 第57条の2の規定による急行券を同条第3号の規定により証明を受けた乗車券以外の乗車券とともに使用したとき

(11) その他急行券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した急行券を使用して急行列車に乗車した場合に準用する。

(中略)

(特別車両券の効力)

第175条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。

2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであつても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。

3 第58条第5項の規定により急行列車と普通列車とにまたがつて発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第13条第2項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。

4 第172条第7項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。

(中略)

- (1) 使用資格者を限定して発売した割引の急行券を当該使用資格者以外の者が使用したとき
- (2) 券面表示事項が不明となった急行券を使用したとき
- (3) 券面表示事項を、ぬり消し、又は改変して使用したとき
- (4) 使用を開始した急行券を他人から譲り受けて使用したとき
- (5) 証明書等の携帯を必要とする急行券を使用する旅客が、これを携帯していないとき
- (6) 有効期間を経過した急行券を使用したとき
- (7) 係員の承諾を得ないで、急行券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき
- (8) 大人が小児の急行券を使用したとき。ただし、第152条第1項及び第2項に規定する場合を除く。
- (9) 指定急行券を指定以外の急行列車（未指定特急券にあつては、その券面に指定された列車群に含まれない特別急行列車）、旅客車又は座席に使用したとき

(10) その他急行券を不正乗車的手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造した急行券を使用して急行列車に乗車した場合に準用する。

(中略)

(特別車両券の効力)

第175条 指定特別車両券を所持する旅客は、その券面に指定された列車、旅客車又は座席に限り、乗車することができる。

2 自由席特別車両券を所持する旅客は、その券面に表示された乗車日の1個の特別車両に、1回に限り、券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。この場合、乗車後に有効期間を経過したときであつても、その券面に表示された区間又は営業キロ地帯内の最遠の停車駅まで乗車することができる。

3 第58条第5項の規定により急行列車と普通列車とにまたがつて発売された特別車両券(A)を所持する旅客は、第13条第2項の規定にかかわらず、当該普通列車の特別車両にそのまま乗車することができる。

4 第172条第6項の規定は、特別車両券を所持する旅客がう回して乗車する場合に準用する。

(中略)

(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

(中略)

- (8) 乗車券類の表示事項は、英文と併記することがある。この場合、着駅名は

「甲府ゆき」、発着駅名は「東京 ↔ 横浜」の例
「TO KOFU」、発着駅名は「TŌKYŌ ↔ YOKOHAMA」の例

により表示する。

(9) 第57条の2の規定による場合の急行券の標記は「急行券(乗継)」の例により表示する。

(10) 第57条の3第2項第1号の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。

(11) 第57条第1項第1号イの(二)の規定による場合の指定席特急券の標記は、「特急券(座席未指定)」の例により表示する。

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第8号に規定する記号については裏面)に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃・料金を割引するもの

(中略)

- (9) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの

ゆき	かえり
有効期間は、片道の2倍です。	有効期間は、片道の2倍です。

(10) 第57条の2又は第61条の2の規定により証明をする乗車券、急行券及び座席指定券に対するもの

(乗車券類の駅名等の表示方)

第187条 乗車券類の駅名及び旅客運賃・料金の表示方は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名及び着駅名は、旅客運賃の計算方に従って表示する。ただし、団体乗車券及び貸切乗車券の乗車区間については、乗車する列車の発駅名及び着駅名を表示する。

(中略)

- (8) 乗車券類の表示事項は、英文と併記することがある。この場合、着駅名は

「甲府ゆき」、発着駅名は「東京 ↔ 横浜」の例
「TO KOFU」、発着駅名は「TŌKYŌ ↔ YOKOHAMA」の例

により表示する。

(9) 第57条の3第2項第1号の規定による場合の特別急行券の標記は、「B自由席特急券」の例により「B」を冠記して表示する。

(10) 第57条第1項第1号イの(二)の規定による場合の指定席特急券の標記は、「特急券(座席未指定)」の例により表示する。

(旅客運賃・料金の割引等に対する表示)

第188条 旅客運賃・料金の割引等を行う乗車券類には、その証として、関係券片の表面(第8号に規定する記号については裏面)に、ゴム印の押なつにより、次の各号に定める記号等の表示を行う。ただし、特に設備する乗車券類、第8号に規定する記号については、これと異なる表示方をし、又はこの表示を省略することがある。

- (1) 旅客運賃・料金を割引するもの

(中略)

- (9) 片道乗車券2枚を発行し、往復乗車券に代用するもの

ゆき	かえり
有効期間は、片道の2倍です。	有効期間は、片道の2倍です。

(10) 削除

乗 継

(11) 第57条の3第7項の規定により発売する特別急行券に対するもの

「幹特在特」又は「幹特在特」

(12) 第57条の5第1項の規定により発売する急行券に対するもの

(中略)

(常備急行券の様式)

第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 指定席特急券大人小児用

(中略)

(4) 特定特急券大人小児用

イ 一般用

(図省略)

備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。

(2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「サ
ンダーバード号又はしらさぎ号の自由席車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。

(3) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

(中略)

(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第244条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車(列車を変更する場合は、変更しようとする列車)の変更しようとする座席又は寝台に相当の余裕がある場合に限り取り扱う。

2 第57条の2、第61条の2及び第64条の規定によつて証明をした乗車券類を所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければならない。

3 乗車列車を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める

(11) 第57条の3第7項及び第8項の規定により発売する特別急行券に対するもの

「幹特在特」又は「幹特在特」

(12) 第57条の5第1項の規定により発売する急行券に対するもの

(中略)

(常備急行券の様式)

第211条 常備急行券の様式は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 指定席特急券大人小児用

(中略)

(4) 特定特急券大人小児用

イ 一般用

(図省略)

備考 (1) 必要に応じ、乗車駅名、下車駅名又は列車名を記入式とする。

(2) 必要に応じ、「自由席車にお乗りください。」を「何
号の自由席車に」の例により乗車する列車名を表示することがある。

(3) 「発売当日1回限り有効」を「1日間有効」及び「1回限り有効」と表示することがある。

(中略)

(指定券等を所持する旅客に対する乗車変更の取扱制限等)

第244条 指定券を所持する旅客が乗車変更をする場合は、同一の列車(列車を変更する場合は、変更しようとする列車)の変更しようとする座席又は寝台に相当の余裕がある場合に限り取り扱う。

2 第64条の規定によつて証明をした乗車券類を所持する旅客がこれらの一部の乗車券類について乗車変更の取扱いを請求する場合は、証明をした乗車券類の全部を呈示し、当該乗車券類以外の乗車券類についても必要な乗車変更又は払いもどし等の取扱いを同時に請求しなければならない。

3 乗車列車を指定した団体乗車券を所持する旅客は、別に定める

場合を除き、乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)

第244条の2 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があつた場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。

2 前項の規定により乗車変更の取扱いをする場合、不足人員分について旅客運賃及び料金を収受しているときは、その不足人員分についても乗車変更の申出があつたものとみなして取り扱う。

3 新幹線の特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限り、当該個室に乗車する人員の変更をすることができる。この場合、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更後の乗車券類に対する旅客運賃及び料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

4 前各項の取扱いは、第57条第1項第1号イの(ハ)及び第58条第9項に規定する個室並びに第60条の3に規定するコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いについて適用する。

(中略)

(乗車券類変更)

第248条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更(この変更を「乗車券類変更」という。)することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。

- (1) 普通乗車券相互間の変更
- (2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更
- (3) 自由席特別車両券(急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。)相互間の変更

場合を除き、乗車列車が変更となる乗車変更の取扱いを請求することができない。

(特別急行列車の個室等に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の特殊取扱)

第244条の2 新幹線の特別急行列車の設備定員が複数の個室に有効な乗車券類を所持する旅客から、乗車変更の申出があつた場合は、当該個室に乗車する旅客の全員が個室乗車区間について同一の乗車変更を申し出た場合に限って取り扱う。

2 前項の規定により乗車変更の取扱いをする場合、不足人員分について旅客運賃及び料金を収受しているときは、その不足人員分についても乗車変更の申出があつたものとみなして取り扱う。

3 新幹線の特別急行列車の個室に有効な乗車券類を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に限って、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限り、当該個室に乗車する人員の変更をすることができる。この場合、原乗車券類に対するすでに収受した旅客運賃及び料金と変更後の乗車券類に対する旅客運賃及び料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをする。

4 前各項の取扱いは、第57条第1項第1号イの(ハ)及び第58条第9項に規定する個室並びに第60条の3に規定するコンパートメント個室に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取扱いについて適用する。

5 第1項から第3項までの取扱いは、第57条第1項第1号イの(ホ)の規定により区画単位で発売する座席に有効な乗車券類を所持する旅客に対する乗車変更の取り扱いについて準用する。

(中略)

(乗車券類変更)

第248条 普通乗車券、急行券、特別車両券、寝台券、コンパートメント券又は座席指定券を所持する旅客は、旅行開始前又は使用開始前に、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、1回に限って、当該乗車券類から同種類の他の乗車券類に変更(この変更を「乗車券類変更」という。)することができる。ただし、次の各号に定める乗車券類の変更については、これを同種類のものとみなして取り扱うことができる。

- (1) 普通乗車券相互間の変更
- (2) 指定急行券以外の急行券相互間の変更
- (3) 自由席特別車両券(急行・自由席特別車両券(A)を含む。以下この条において同じ。)相互間の変更

(4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更

(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更

2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車を指定する場合であつて、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。

(中略)

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となつた場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限つて、これを駅に差し出して既に支払つた旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復又は連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券であつて往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に收受した往復旅客運賃又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第57条の2又は第61条の2の規定により発売した急行券又は座席指定券とともに使用する普通乗車券については、同条の規定によつて証明をした急行券を同時に提出し、かつ、これらの急行料金又は座席指定料金とともに払いもどしの請求をしなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によつて証明をした普通乗車券については、同条の規定によつて証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで（未指定特急券にあつては、その券面に表示された乗車日まで）のものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。

(4) 指定券（急行・指定席特別車両券(A)、急行・寝台券、急行・コンパートメント券及び急行・座席指定券を含む。以下この条において同じ。）相互間の変更

(5) 指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券から指定券への変更

2 前項の規定にかかわらず、未指定特急券から未指定特急券以外の指定席特急券への乗車券類変更は、当該未指定特急券に指定された列車群に含まれる1個の特別急行列車又は当該未指定特急券に指定された別表第1号の2に定める列車群と同一の項に掲げる列車群のうち1個の特別急行列車を指定する場合であつて、かつ、未指定特急券の乗車日及び有効区間と変更後の指定席特急券の乗車日及び乗車区間が同一である場合に限り、乗車券類変更の回数に含まない。ただし、未指定特急券以外の指定券から未指定特急券への変更を請求することができない。

(中略)

(旅行開始前の旅客運賃の払いもどし)

第271条 旅客は、旅行開始前に、普通乗車券が不要となつた場合は、その乗車券の券片が入鉄前で、かつ、有効期間内（前売の乗車券については、有効期間の開始日前を含む。）であるときに限つて、これを駅に差し出して既に支払つた旅客運賃の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客は、手数料として、乗車券1枚につき220円を支払うものとする。

2 前項の規定により払いもどしの請求をした乗車券が往復又は連続乗車を発売条件として発売した割引乗車券であつて往片等その一部を使用している場合の払いもどし額は、同項の規定にかかわらず、既に收受した往復旅客運賃又は連続旅客運賃から既に使用した往片等の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃を差し引いた残額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、第64条の規定によつて証明をした普通乗車券については、同条の規定によつて証明をした指定券を同時に提出し、かつ、指定された列車が乗車駅を出発する時刻まで（未指定特急券にあつては、その券面に表示された乗車日まで）のものにあつては、これらの料金の払いもどしをともに請求しなければならない。

(中略)

(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)

第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券(団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売したものを除く。)及び自由席特別車両券(団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売したものを除く。)について準用する。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

3 第57条の2の規定により発売した急行券(指定席特急券及び立席特急券を除く。)について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券をすでに使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、払いもどしをする急行券のすでに収受している急行料金から割引をした乗継用の急行券に対する割引額と原急行券1枚につき手数料220円とを差し引いた残額とする。

4 第63条第2項の規定によつて発売した普通急行券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限つて、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第1項又は次条第1項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。

(中略)

(指定券に対する料金の払いもどし)

第273条 旅客は、指定券(未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となつた場合は、その指定を受けた列車(2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限つて、次の各号に定める額(10円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、

(中略)

(使用開始前の定期旅客運賃、普通回数旅客運賃、急行料金及び特別車両料金の払いもどし)

第272条 前条第1項の規定は、有効期間の開始日前の定期乗車券並びに使用開始前の普通回数乗車券、指定急行券以外の急行券(団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売したものを除く。)及び自由席特別車両券(団体乗車券又は貸切乗車券によつて発売したものを除く。)について準用する。

2 定期乗車券について前項の払いもどしを請求する場合、定期乗車券の使用者は、別に定める申込書を提出するほか、公的証明書等を呈示し、記名人本人であることを証明しなければならない。ただし、別に定めるところにより、当該定期乗車券の記名人の代理人に対し、払いもどしをすることがある。

3 第63条第2項の規定によつて発売した普通急行券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した特別車両券、寝台券又は座席指定券とともに請求するときに限つて、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金、寝台料金又は座席指定料金について第1項又は次条第1項の規定により収受し、普通急行料金については、これを収受しない。

(中略)

(指定券に対する料金の払いもどし)

第273条 旅客は、指定券(未指定特急券及び団体旅客又は貸切旅客に発売した指定券を除く。)が不要となつた場合は、その指定を受けた列車(2個以上の列車について指定を受けている場合及び第57条の3第4項の規定により発売した指定券である場合は、先に乗車することが予定されていた列車)がその乗車駅を出発する時刻までにこれを駅に差し出したときに限つて、次の各号に定める額(10円未満のは数は切り捨てる。)を手数料として支払い、

当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。

(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限り。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）

イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。

ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。

(2) 立席特急券及び特定特急券

イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券

220円

ロ 第125条第1項第1号イの(ニ)のjの(b)の料金を適用した特定特急券
前号の規定による額

2 旅客は、未指定特急券が不要となつた場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限つて、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。

3 第57条の2の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券又は第61条の2の規定により発売した座席指定券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に使用する乗車券及び同条の規定により発売した他の急行券を同時に呈示し、当該急行券又

当該指定券に対する急行料金、特別車両料金、寝台料金、コンパートメント料金又は座席指定料金の払いもどしを請求することができる。この場合、変更前の指定券に表示された列車の出発する日の前日又は当日に乗車券類変更の取扱いをしたものにあつては、変更前の指定券について、変更の取扱いをした時刻を払いもどしの請求をした時刻とみなして手数料を支払うものとする。

(1) 立席特急券又は特定特急券（乗車日及び乗車列車を指定して発売したものに限り。以下この条において同じ。）以外の指定券（新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に乗車する旅客に対して1枚で発売した特別急行券であつて、全区間又は一部区間について乗車列車を指定しているものを含む。）

イ 出発する日の2日前までに請求した場合は、340円（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ)及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、1葉につき340円）。

ロ 出発する時刻までに請求した場合は、すでに支払った当該料金の3割に相当する額（第57条第1項第1号イの(イ)ただし書、同条同項同号イの(ホ)及び第58条第1項第1号イただし書の規定により設備定員と同一の人員に対して1葉で発売した指定券にあつては、料金合計額（特別車両の個室にあつては特別車両料金合計額）の3割に相当する額とし、新幹線と新幹線以外の線区を直通して運転する特別急行列車に対して1枚で発売した特別急行券にあつては、新幹線区間に対する特別急行料金と在来線区間に対する特別急行料金を合算した額の3割に相当する額とする。）。ただし、340円に満たない場合は、340円とする。

(2) 立席特急券及び特定特急券

イ 立席特急券及びロ以外の特定特急券

220円

ロ 第125条第1項第1号イの(ニ)のjの(b)の料金を適用した特定特急券
前号の規定による額

2 旅客は、未指定特急券が不要となつた場合は、その券面に表示された乗車日までに駅に差し出したときに限つて、1枚につき340円の手数料を支払い、当該未指定特急券に対する特別急行料金の払いもどしを請求することができる。

は座席指定券の払いもどしを請求しなければならない。この場合、割引をした乗継用の急行券又は座席指定券を既に使用しているときの払いもどし額は、第1項の規定にかかわらず、当該指定席特急券若しくは立席特急券又は座席指定券の既に収受している料金から割引をした乗継用の急行券又は座席指定券に対する割引額と第1項の手数料とを差し引いた残額とする。

4 第57条の3第4項の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した新幹線の区間及び新幹線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限つて、この取扱いをする。

5 第63条第1項の規定により発売した指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した指定席特急券とともに請求するときに限つて、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金(A)、寝台料金又はコンパートメント料金については第1項の規定により収受し、指定席特急料金についてはこれを収受しない。

6 前項の規定は、第58条第6項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。

7 第64条の規定によつて証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によつて証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。

(中略)

(有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例)

第280条 発行当日限り有効の乗車券、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券、急行券又は自由席特別車両券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料220円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。

2 前項の規定により自由席特別車両券(B)の有効期間を延長する場合は、原券に適用された特別車両料金と実際の乗車日に適用される特別車両料金を比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどしをしない。

3 第57条の3第4項の規定により発売した指定席特急券及び立席特急券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した新幹線の区間及び新幹線以外の区間に対する特別急行券についてともに請求するときに限つて、この取扱いをする。

4 第63条第1項の規定により発売した指定席特別車両券(A)、寝台券又はコンパートメント券について第1項の払いもどしをする場合は、同時に発売した指定席特急券とともに請求するときに限つて、この取扱いをする。この場合、払いもどし手数料は、特別車両料金(A)、寝台料金又はコンパートメント料金については第1項の規定により収受し、指定席特急料金についてはこれを収受しない。

5 前項の規定は、第58条第6項の規定により新幹線の区間と新幹線以外の区間を通じた全区間に対して1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。

6 第4項の規定は、第58条第11項の規定により新幹線と新幹線以外の線区とを通じて1枚で発売した特別車両券(A)及び同時に発売した指定席特急券に準用する。

7 第64条の規定によつて証明をした指定券について第1項の払いもどしを請求する旅客は、同条の規定によつて証明をした乗車券及び急行券を同時に呈示しなければならない。

(中略)

(有効期間の延長及び旅客運賃・料金の払いもどしの特例)

第280条 発行当日限り有効の乗車券、指定急行券以外の急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、当日最終の列車に乗りおくれた場合は、直ちに当該乗車券、急行券又は自由席特別車両券を係員に呈示して有効期間の延長又は旅客運賃・料金の払いもどしを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長又は手数料220円を収受して旅客運賃・料金の払いもどしの取扱いをする。

(中略)

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第289条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、第282条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりのぞみ号等によつて旅行を継続する場合(ただし、当社が特に認めた場合を除く。)、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりはやぶさ号等によつて旅行を継続する場合(ただし、当社が特に認めた場合を除く。)、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線(現川経由)、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第2号及び第3号の事由により新幹線を経由する特別急行列車によつて旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によつて旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。

- (1) 乗車中の急行列車が運行不能となつたとき
- (2) 乗車中の急行列車が運行時刻より2時間以上遅延したとき
- (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によつて特別車両券(A)を所持する旅客が、当該急行列車の特別車両に乗車することができなくなつたとき

2 急行券を所持する旅客は、第282条の規定によるほか、第1号から第3号までの1に該当するときは、その急行料金の全額の、第4号に該当するときはその急行料金の半額(10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額)の払いもどしを請求することができる。この場合、第57条第2項、第6項及び第8項の規定を適用して発売した急行券については、当該急行券のうちの1個列車が該当する場合であつても、全区間に対して払いもどしの請求をすることができる。

- (1) 急行列車が出発時刻に1時間以上遅延したため、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき
- (2) 前項の規定により、他の急行列車に乗車したとき
- (3) 急行列車の遅延により、着駅到着時刻に2時間以上遅延して到着したとき
- (4) 車両の故障等により、固定編成車両以外の車両を連結して特別急行列車を全区間運転する場合で、当該車両に乗車したとき

(中略)

(急行列車の運行不能・遅延等の場合の取扱方)

第289条 急行券を所持する旅客が急行列車に乗車した場合で、次の各号の1に該当する事由が発生したときは、第282条の規定によるほか、同一方向の他の急行列車により、前途の旅行の継続を請求することができる。ただし、東海道本線、山陽本線又は鹿児島本線を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりのぞみ号等によつて旅行を継続する場合(ただし、当社が特に認めた場合を除く。)、東北本線を経由する特別急行券を所持する旅客が、第1号の事由によりはやぶさ号等によつて旅行を継続する場合(ただし、当社が特に認めた場合を除く。)、東海道本線、山陽本線若しくは鹿児島本線、長崎本線(現川経由)、東北本線又は高崎線、上越線若しくは信越本線宮内・新潟間を経由する特別急行列車の特別急行券を所持する旅客が、第2号及び第3号の事由により新幹線を経由する特別急行列車によつて旅行を継続する場合又は特別急行券以外の急行券を所持する旅客が、特別急行券を必要とする急行列車によつて旅行を継続する場合は、この請求をすることはできない。

- (1) 乗車中の急行列車が運行不能となつたとき
- (2) 乗車中の急行列車が運行時刻より2時間以上遅延したとき
- (3) 車両の故障その他旅客の責任とならない事由によつて特別車両券(A)を所持する旅客が、当該急行列車の特別車両に乗車することができなくなつたとき

2 急行券を所持する旅客は、第282条の規定によるほか、第1号から第3号までの1に該当するときは、その急行料金の全額の、第4号に該当するときはその急行料金の半額(10円未満のは数を切り上げて10円単位とした額)の払いもどしを請求することができる。この場合、第57条第2項、第6項及び第8項 **並びに第57条の3第8項**の規定を適用して発売した急行券については、当該急行券のうちの1個列車が該当する場合であつても、全区間に対して払いもどしの請求をすることができる。

- (1) 急行列車が出発時刻に1時間以上遅延したため、又は遅延することが確実なため、当該列車の利用を取りやめたとき
- (2) 前項の規定により、他の急行列車に乗車したとき
- (3) 急行列車の遅延により、着駅到着時刻に2時間以上遅延して到着したとき
- (4) 車両の故障等により、固定編成車両以外の車両を連結して特別急行列車を全区間運転する場合で、当該車両に乗車したとき

(中略)

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・ はちおうじ・おうめ ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 ロ 別に定める列車

(中略)

別表第1号の6

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区
間

(中略)

別表第1号の2

【第57条】

列車群

項	号	群名	特別急行列車
1	(1)	ひたち・ときわ	イ ひたち号 ロ ときわ号 ハ 別に定める列車
	(2)	あかぎ	イ あかぎ号 ロ 別に定める列車
	(3)	あずさ・かいじ・ はちおうじ・おうめ ・富士回遊	イ あずさ号 ロ かいじ号 ハ はちおうじ号 ニ おうめ号 ホ 富士回遊号 へ 別に定める列車
	(4)	踊り子・湘南	イ 踊り子号 ロ 湘南号 ハ 別に定める列車
	(5)	成田エクスプレス・ しおさい・わかしお ・さざなみ	<u>イ 成田エクスプレス号</u> <u>(ただし、空港第2ビル</u> <u>駅又は成田空港駅を発</u> <u>又は着となる区間を乗</u> <u>車する場合を除く。)</u> ロ しおさい号 ハ わかしお号 ニ さざなみ号 ホ 別に定める列車
2	—	成田エクスプレス	イ 成田エクスプレス号 <u>(空港第2ビル駅又は成田</u> <u>空港駅を発又は着となる区</u> <u>間を乗車する場合に限</u> <u>る。)</u> ロ 別に定める列車
3	(1)	北斗・すずらん	イ 北斗号 ロ すずらん号 ハ 別に定める列車
	(2)	おおぞら・とがち	イ おおぞら号 ロ とがち号 ハ 別に定める列車

(中略)

別表第1号の6

【第58条】

グランクラス(A)を設備した特別急行列車の列車名及び運転区
間

列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であつても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

別表第1号の7

【第125条】

九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名

列車名	ゆふいの森、あそぼーい!、ふたつ星4047、かわせみやませみ、A列車で行こう、指宿のたまて箱、海幸山幸、 <u>いさぶろう・しんぺい</u>
-----	--

(中略)

別表第2号 ム

【第125条(北陸)】

新幹線指定席特急料金

(内容別紙1)

(中略)

別表第2号 オ

【第125条(西九州)】

新幹線指定席特急料金

(内容別紙3)

(以下略)

列車名	運転区間（左欄及び右欄の駅を始発駅及び終着駅とする場合に限る。）	
はやぶさ号	東京	盛岡
		新青森
		新函館北斗
かがやき号	東京	金沢
		<u>敦賀</u>

(注) 運行不能又は遅延等の事由により、途中駅を始発駅として運転する場合又は途中駅を終着駅として運転する場合であつても、グランクラス(A)を設備した特別急行列車として運転する。

別表第1号の7

【第125条】

九州旅客鉄道会社線を運転する特別急行列車の列車名

列車名	ゆふいの森、あそぼーい!、ふたつ星4047、かわせみやませみ、A列車で行こう、指宿のたまて箱、海幸山幸
-----	---

(中略)

別表第2号 ム

【第125条(北陸)】

新幹線指定席特急料金

(内容別紙2)

(中略)

別表第2号 オ

【第125条(西九州)】

新幹線指定席特急料金

(内容別紙4)

(以下略)

別紙 3

別表第 2 号 才

【第125条（西九州）】

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	武雄温泉	嬉野温泉	新大村	諫早
嬉野温泉	1,790			
新大村	1,790	1,790		
諫早	1,790	1,790	1,790	
長崎	2,290	2,290	1,790	1,790

別紙 4

別表第 2 号 才

【第125条（西九州）】

新幹線指定席特急料金

(円)

駅名	武雄温泉	嬉野温泉	新大村	諫早
嬉野温泉	1,790			
新大村	1,790	1,790		
諫早	1,790	1,790	1,790	
長崎	2,290	2,290	1,790	1,790

別表第 2 号 ク

【第 125 条（北陸幹在跨り）】

指定席特急料金

(円)

	富山	新高岡	金沢	小松	加賀温泉	芦原温泉	福井	越前たけふ
近江今津	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000
長浜	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000
米原	3,780	3,780	3,580	2,890	2,890	2,890	2,890	2,000
堅田	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400
京都	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400
高槻	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990
新大阪	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990
大阪	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990
大垣	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400
岐阜	3,980	3,980	3,980	3,290	3,290	3,290	3,290	2,400
尾張一宮	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990
名古屋	4,570	4,570	4,570	3,880	3,880	3,880	3,880	2,990